

重要事項説明書

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス

(1) 運営主体の概要

- ・運営主体 医療法人あすか会
- ・法人開設日 平成 14 年 8 月 28 日
- ・所在地 〒631-0062 奈良市帝塚山二丁目 21 番 21 号
- ・代表者 理事長 榎木 晋作
- ・電話番号 0742-44-3300
- ・ファックス番号 0742-44-2100
- ・法人の行う他の業務 診療所（あすかホームクリニック）
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 施設の概要

- ・施設の名称 小規模多機能ホームアンジェロ三碓の里
- ・開設年月日 平成 25 年 5 月 1 日
- ・管理者 中塚 恵
- ・所在地 〒631-0041 奈良市学園大和町三丁目 4 番
- ・電話番号 0742 - 51 - 1500
- ・ファックス番号 0742 - 51 - 1530

(3) 施設等の概要

- ・泊り用個室 全室個室 トイレ洗面付 9 室
<広さ> 9.20~10.26 m² (トイレ除く有効面積)
<設備> ベッド、寝具、チェスト、テレビ
- ・共有スペース (居間・食堂)
<広さ> 71.57 m² (有効面積)
<設備> テーブル、椅子、ソファ、テレビ

(4) 定員等

登録定員	29名
通い定員	15名
泊り定員	9名

(5) 施設の職員体制・営業日等

1 職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	1名
看護職員	1名
介護職員	9名

2 営業日 月曜日から日曜日（定休日は設けておりません）

3 営業時間	通いサービス	午前10時から午後4時30分
	泊りサービス	午後4時30分から翌午前10時
	訪問サービス	24時間

* 日中の時間帯は、午前6時から午後9時までとします。

(6) 通常の実施地域

通常の実施地域は、奈良市（JR関西本線以西）とします。

(7) 小規模多機能型居宅介護の目的と運営方針

（事業の目的）

医療法人あすか会が運営する小規模多機能ホームアンジェロ三碓の里は、要介護もしくは要支援の利用者に対し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて居宅サービス計画または介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者の心身の機能の維持回復を図り利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的とします。

（運営の方針）

1. ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて居宅サービス計画または介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成し、ご利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練又は必要な援助等を行います。
なお、（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、ご利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供する事により、ご利用者の居宅における生活の継続を支援致します。
2. サービス提供の際はご利用者のプライバシーの確保に配慮します。
3. ご利用者の自立した生活を支援することを基本として、ご利用者の要介護（要支

援)の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を把握しながら、適切に行います。また、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。

4. 当施設では、家庭的で、地域住民との交流が行える環境が提供出来る様配慮し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにご利用者の同意を得て実施するよう努めます。
6. ご利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
7. サービスの提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(8) サービス内容

1. 通いサービス及び泊りサービス
 - ①日常生活の援助
 - ②健康チェック
 - ③機能訓練
 - ④食事支援
 - ⑤入浴支援
 - ⑥排泄支援
 - ⑦送迎支援
2. 訪問サービス
 - ①排せつの介助、食事の介助、清拭・体位変換等の身体介護
 - ②調理、居室の掃除、生活必需品の買い物等生活援助
 - ③訪問、電話等による安否確認
3. 相談・助言等
利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等。

(9) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 あすかホームクリニック
住 所 奈良市帝塚山2丁目21番21号

・協力歯科医療機関

名 称 山尾歯科診療所
住 所 奈良市大宮町2丁目1-6

(10) 緊急時の対応

ご利用中に、利用者の心身の状態に急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊等への連絡を行い対応します。また、利用者または扶養者が指定する緊急時連絡先へ連絡をします。

(11) 事故発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。

また、サービス提供中に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し、状況に応じて必要な措置を講じます。また、利用者の家族等、利用者または扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(12) 当施設利用に当たっての留意事項

- ・ 火気の取扱いは、原則お断りします。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、当施設では責任を負うことは出来ません。
- ・ 宗教活動は、他の利用者に迷惑が掛かるので、禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは、ご遠慮いただきます。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(13) 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内（外）消火栓、防火区画、非常警報設備等
- ・ 防災訓練 年2回

(14) 要望及び苦情等の相談

当法人が行う事業に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

窓口担当者	連絡先
医療法人あすか会相談窓口	連絡先 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100 (受付時間 9:00~17:30) 担当：飯田 正子

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

窓口	連絡先
奈良市保健福祉部介護福祉課	連絡先 0742-34-5422 FAX 0742-34-2621 (受付時間 8:30~12:00 13:00~17:15)

窓口	連絡先
奈良県国民健康保険団体連合会	連絡先 0744-21-6811 FAX 0744-21-6821 フリーダイヤル 0120-21-6899 (受付時間 9:00~12:00 13:00~17:30)

(15) 利用料金

1. 保険給付の自己負担額

	1割負担	2割負担
要支援1	3,516円/月	7,031円/月
要支援2	7,104円/月	14,208円/月
要介護1	10,661円/月	21,321円/月
要介護2	15,668円/月	31,335円/月
要介護3	22,790円/月	45,580円/月
要介護4	25,154円/月	50,307円/月
要介護5	27,735円/月	55,470円/月

*月途中から登録された場合、または月途中で登録終了された場合には、登録期間に応じて日割りした料金が発生します。

	1割負担	2割負担
初期加算	31円/日	62円/日
利用開始から30日以内の期間		
総合マネジメント体制強化加算	1,033円/月	2,066円/月
個別サービス計画について多職種協働により適切なケア・評価がなされ、地域における活動参加の機会が確保されているもの		
訪問体制強化加算	1,033円/月	2,066円/月
ひと月あたりの延べ訪問回数が200回以上であるもの		
認知症加算(Ⅰ)	827円/月	1,653円/月
日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められる認知症のもの		
認知症加算(Ⅱ)	517円/月	1,033円/月
要介護2である者であって周囲の物による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの		
看護職員配置加算(Ⅰ)	930円/月	1,860円/月
常勤の看護師を一名以上配置している場合		
看護職員配置加算(Ⅱ)	724円/月	1,447円/月
常勤の准看護師を一名以上配置している場合		
看護職員配置加算(Ⅲ)	496円/月	992円/月
看護職員を常勤換算方法で一名以上配置している場合		
看取り連携体制加算	67円/日	133円/日
死亡日前日から死亡前30日以下まで		

	1 割負担	2 割負担
サービス提供体制強化加算 (I) イ 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 50%以上の 場合	662 円/月	1,323 円/月
サービス提供体制強化加算 (I) ロ 介護職員の総数のうち介護福祉士も占める割合が 40%以上 の場合	517 円/月	1,033 円/月
サービス提供体制強化加算 (II) 介護職員の総数のうち常勤で占める割合が 60%以上の場合	362 円/月	723 円/月
サービス提供体制強化加算 (III) 介護職員の少数のうち勤続年数 3 年以上の者の占める割合 が 30%以上の場合	362 円/月	723 円/月
介護職員処遇改善加算 (I)	介護保険給付の 7.6%	

2. 介護保険給付以外のサービス利用料

* 通いに要する費用

昼食	780 円
おやつ	100 円
レクリエーション費	210 円

* 宿泊に要する費用

一泊	5,000 円
----	---------

〈設備等の概要〉

全室個室 (トイレ、洗面、TV、チェスト付)

夕食	720 円
----	-------

朝食	340 円
----	-------

* おむつ代

当事業所の物を使用された場合

オムツ式 (1 式)	210 円
------------	-------

パンツ式 (1 式)	210 円
------------	-------

パッド (1 枚)	60 円
-----------	------

* 理美容

利用された場合

カット	2,600 円
-----	---------

洗髪	650 円
----	-------

顔剃り	1,250 円
-----	---------

カット&顔剃り	3,600 円
---------	---------

丸刈り	2,050 円
-----	---------

カラー	4,150 円
-----	---------

カラー&カット	5,700 円
---------	---------

パーマ	7,200 円
-----	---------

***私物の洗濯代/1週間・2ネット**

利用された場合

1,550円

***行事費**

その都度実費をいただきます

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

※その他行事費個人的な日用品や嗜好品については実費徴収とさせていただきます。

***交通費実費**

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

・通常実施地域以外の地域から送迎を実施した場合 520円/片道

・通常実施地域以外の地域へ訪問した場合

通常地域から片道	2km未満	300円
	2km～4km未満	500円
	4km～6km未満	700円
	6km以上の場合は、2km毎に	200円加算

上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとします。

3. 支払い方法

ご利用料金は、ご利用月末日締めを致しております。代金のお支払いについては、口座振替でのお支払いをお願い致しております。請求書は、利用者及び扶養者が指定する方に対し毎月25日までに請求書を発行します。お支払いについては、利用月の翌々月の12日（休日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座から自動的に利用料金を振替えてお支払い頂きます。

(16) この重要事項に定めのない事項

この重要事項に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご本人・扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

(別紙1)

個人情報の利用目的
(平成25年5月1日現在)

小規模多機能ホームアンジェロ三碓の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退去等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供